

報告方法・様式一覧等【市町村立学校】

<R7 年 5 月現在>

□ 報告経路

市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会健康体育課

報告区分	学校からの報告方法	報告様式
熱 中 症 (医療機関を受診した事案)	・発生時…メールまたはファックスで速報する。 ※集団発生や重篤な場合、緊急を要する場合等には、先に電話で一報する。	○学校における熱中症の予防と対応について（通知） (健体第 558-1 号 令和 7 年 4 月 24 日) 別紙様式
食物アレルギー・ アナフィラキシー	(1) 発生時…メールで速報を送信する。 ※重篤な場合等緊急を要する場合には、先に電話で一報する。 (2) その後の状況、診断名や検査結果が判明してから報告書を提出する。	○学校における食物アレルギー・アナフィラキシー発症の報告について（依頼）(健体第 301372-2 号 令和 7 年 4 月 18 日) (1) 様式 1（発症直後報告） (2) 様式 2（経過報告） 様式 5 個別の取組プラン ○学校における食物アレルギー対応マニュアル 様式 5-1【食物アレルギー】【アナフィラキシー】 様式 5-2 食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応
感染症・食中毒 (疑いも含む)	・発生時…感染拡大が心配される場合は、学校医及び市町村教育委員会へ報告する。 ・学校等欠席者・感染症情報システムに入力する。 ※麻疹、風疹、結核、腸管出血性大腸菌感染症については、入力前に必ず市町村教育委員会へ電話で報告する。 ・集団発生の場合は、学校医、市町村教育委員会、保健所（保健福祉事務所）に電話で一報する。	
「その他の感染症」による臨時休業	・学校医に発生状況を報告し、助言を受けて、各市町村教育委員会と学校対応について協議する。 ※学校において予防すべき第三種「その他の感染症」の出席停止は、認めない。 ただし、集団発生が見られ、かつ感染拡大の予防が必要と考えられる時は、臨時休業することができる。	参照 ○学校において予防すべき感染症の第三種「その他の感染症」の対応について(通知)(健体第 553-7 号 平成 29 年 3 月 16 日)
児童生徒の病死・突然死	・発生時…7 日以内に、文書で報告する。 ※提出が遅れる場合は、電話で一報する。 ※病死か突然死か、学校管理下か家庭生活中かを明確にする。 突然死の場合は、既往歴、死亡に至るまでの経緯について、 できる限り明確に聞き取りを行う。	○令和 7 年度児童生徒の突然死及び病死の報告について(依頼) (健体第 504-1 号 令和 7 年 4 月 3 日) ・状況報告表(別表) ・様式 2 [市町村学校用] ・様式 3 [市町村教育委員会用] ※別表・様式 2 の写し添付 ・様式 4 [教育事務所用] ※別表・様式 2・3 の写し添付 ※提出する際は、 <u>必ずパスワードをつける</u> 。(PDF にしない)